

☆☆ 省エネ適合性判定の申請をされる方へ ☆☆

建築確認申請 と 省エネ適判申請 を合わせた審査の流れ

建築確認申請の「事前相談受付⇒本申請」の各々の段階で、その約1週間後に、省エネ適判の「事前預り」「本申請」が提出され、本受付後1週間以内（消防同意図書が戻る前まで）に省エネ適合判定通知書を交付する、という流れが一般的です。

提出図書の作成に当たっての注意事項

①計画書は弊社HPよりダウンロードされたオリジナル書式でご提出ください。

②事前申請図書のご提出前に、

上記計画書のエクセルデータをメールでお送り下さい。
データの「連絡メモ」のタブにも必要事項を入力し、記載の有無に係わらず全てのシート一式をご提出
ください。頂いたデータを読み込んで事務処理をいたしますのでご協力ください。「連絡メモ」
は、
質疑の送付窓口、請求の宛先、送付先を記入して頂くようになっております。請求先等未定等記入
できな

③委任状

弊社HPの様式（委任状兼同意書）をご利用ください。これにより、確認申請図書に添付する判定通知書の写しの添付を弊社で代行することができます。またその後の完了検査時に必要な省エネ図書等の提出を省略することができることとなります。

④図面の形式と部数

お預かり時 1部、本受時（正・副）2部（複合建築物は住宅部分も含め3部）
A4ファイルに綴じ込んでください。
※お預かり時はA3の図面を折り込まずに軽く折ったものでも可です。

⑤図面の構成 （下記a～fの順に綴じてください。）

a.計画書・連絡メモ、
b.委任状兼同意書（押印）
（「押印の取り扱い」を添えれば押印無しとできます。申請書ダウンロード画面参照）、
c.設計内容説明書、
d.計算書（表紙に設計者記名）、
e.根拠資料＋根拠図（表紙に設計者記名）、
f.設計図書（意匠図、空調設備図、換気設備図、衛生設備図、照明設備図、昇降機図、
その他効率化設備図の順に並べる。全て記名）

⑥空調、換気平面図は、面積のほか空調範囲を色分けして明示ください。

⑦照明平面図は面積のほか、照明範囲を色分けして明示ください。

⑧機器および器具リストでは入力に必要な各数値のほか、根拠となるJIS番号等を明示ください。

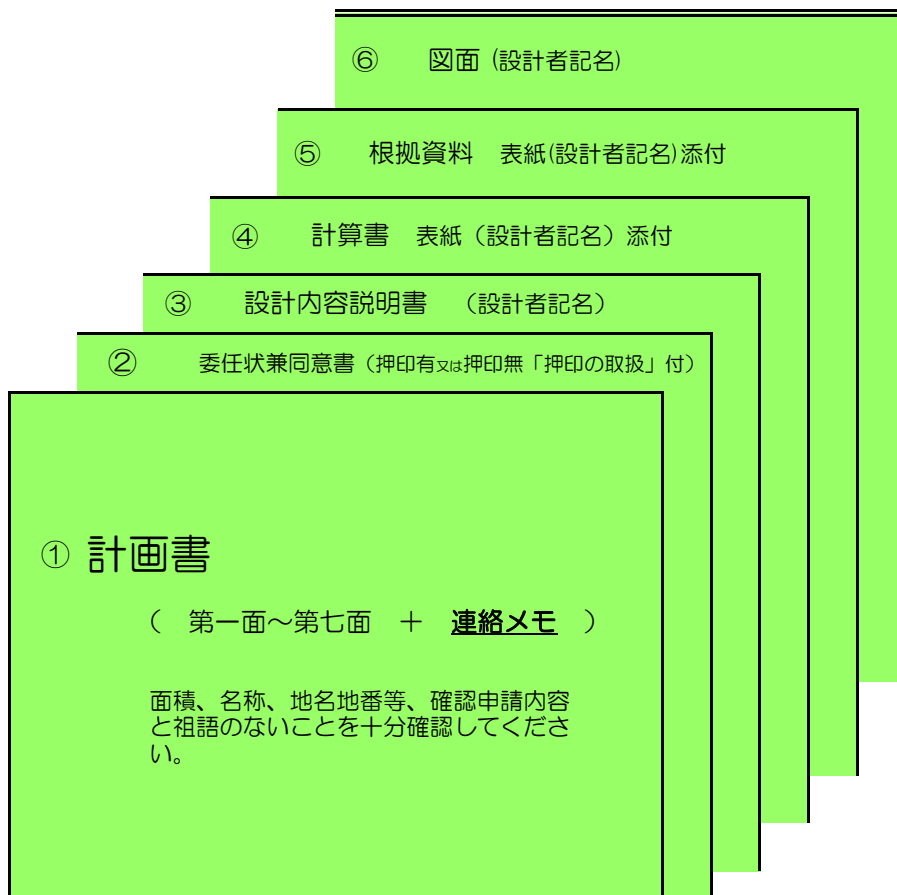
⑨計算書に算入された設備機器、断熱仕様等について図面にマーキングしてください。

計画書 図書の整え方 (①～⑥)

①～⑥の順でA4ファイルに綴じて事前預かり時には1部、本受時には図書をA4サイズに折り畳んで正副2部ご提出ください。※注1

- ①計画書・連絡メモ
- ②委任状兼同意書（押印）（「押印の取り扱い」を添えれば押印無しとできます。申請書ダウンロード画面参照）
- ③設計内容説明書（記名）
- ④計算書（設計者 記名の表紙添付）
- ⑤根拠資料+根拠図（設計者 記名の表紙添付）
- ⑥設計図書（全ての設計図書に記名） → 計画書2面の図書作成者名と整合

必要図書については・・・「提出物確認用リスト」をご利用ください



注1 複合建築物の場合、図書は非住宅と住宅に分冊して各3部提出してください。行政には副本一式（非住宅+住宅）と正本、副本の住宅部分の図書2部を当社より提出します。（届出相当）